

# 東京都動物愛護管理審議会答申の概要

～東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について～

## 動物愛護管理施策を取り巻く状況

### 動物飼養の現状

(平成30年度実績 ※平成29年度飼育実態調査)

- 犬：登録頭数 約51万頭  
個体数推計 約55万頭\*
  - 猫：個体数推計 約117万頭\*  
〔飼育猫 約107万頭〕  
〔屋外猫 約10万頭〕
- 狂犬病予防注射接種率 73.0%

### 現行推進計画における具体的目標の達成状況

指標	平成24年度実績値	平成35年度目標	令和元年度実績値(対平成24年度比)
動物の引取数	2,866頭	15%削減	458頭(▲84.0%)
動物の致死処分数	2,404頭	20%削減	308頭(▲87.2%)
犬の返還・譲渡率	79.4%	85%以上に増加	97.7%
猫の返還・譲渡率	17.1%	20%以上に増加	44.0%

### 動物愛護管理法改正(令和元年6月)の主な事項

- 動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化
- 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等
  - ・第一種動物取扱業者が遵守すべき基準の具体化
  - ・出生後56日を経過しない犬猫の販売等の制限
- 動物の適正飼養のための規制の強化
  - ・都道府県知事による不適正な飼養に係る指導等の拡充
  - ・特定動物に関する規制の強化
  - ・動物虐待に対する罰則の引上げ
  - ・獣医師による虐待の通報の義務化
- 都道府県等の措置等の拡充
  - ・動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化
- マイクロチップ装着の義務化

### 動物愛護管理基本指針改正(令和2年4月)の主な事項

- 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成
- 適正飼養の推進による動物の健康、安全の確保、返還・譲渡の促進
  - <殺処分の3分類>
    - ① 譲渡することが適切でない ② ①以外の処分 ③ 引取り後の死亡
  - ・犬及び猫の殺処分数を、透明性を持って戦略的に減少
    - ② H30比50%減 ①③ 引取数を減少させることにより減らす
- 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止
  - ・多頭飼育問題等への対応について、福祉部局等との連携を強化
- 所有明示(個体識別)措置の推進
  - ・マイクロチップ等の所有明示の必要性の啓発を推進
- 動物取扱業の適正化
  - ・登録制度の遵守に加え、新たな規制を着実に運用
- 実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進 ○災害対策 ○人材育成

## 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し各施策を着実に推進

### 今後取り組むべき施策の方向性

#### 1 動物の適正飼養の啓発と徹底

- 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
  - ・飼い主に対する適正飼養等に係る啓発や情報発信の更なる充実
  - ・マイクロチップ装着等の定着に向けた啓発の推進
- 犬の適正飼養の徹底
  - ・区市町村と連携した法令遵守の徹底
- 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備
  - ・相談支援に取り組む区市町村が必要な知識や専門的助言、支援等が受けられる仕組みを整備
- 多頭飼育に起因する問題等への対応に係る連携
  - ・区市町村において関係機関が迅速に連携するための仕組みづくり
- 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
  - ・虐待等の防止、疑い事例への対応における警察等との連携強化
- 地域における適正飼養の推進のための人材育成
  - ・地域の課題に適切に対応し指導的な役割が果たせる人材の育成
- 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援
  - ・小学校や児童館等と連携した学習支援を幅広く展開

#### 3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- 動物取扱業の監視強化
  - ・地理的特性や新たな規制等を踏まえた監視指導の実施
- 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進
  - ・業態に応じた指導の検討
  - ・自主管理に取り組む事業者の育成支援
- 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底
  - ・適正飼養の責務の重要性についての周知徹底
- 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応
  - ・適正な自主管理の徹底に向けた指導、啓発の実施

#### 2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及
  - ・地域の実情に合わせた、より効果的な取組を進めるための支援
- 動物愛護相談センターにおける動物の適正な飼養管理の確保
  - ・動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理、飼育環境の整備
- 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり
  - ・譲渡活動の取り組む関係者の連携・協力の輪の拡大

#### 次期計画における目標

指標		目指すべき方向性
動物の引取数		更なる減少を図る
動物の致死処分数	① 動物福祉の観点から行ったもの	更なる減少を図る
	② 引取・収容後に死亡したもの	更なる減少を図る
	③ ①②以外の処分(都における「殺処分」)	ゼロを継続する
犬及び猫の返還・譲渡率		更なる増加を図る

#### 4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

- 動物由来感染症への対応強化
  - ・発生時等における関係機関との連携強化
- 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化
  - ・飼い主の防災力を高めるための取組の推進
  - ・避難所設置主体となる区市町村の対策強化に向けた支援
  - ・動物愛護相談センターにおける災害時対応体制の強化